

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	平成29年度第4回川西市障害者施策推進協議会		
事 務 局 (担 当 課)	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2657)		
開催日時	平成29年11月13日(月)午後2時00分～午後3時00分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	安田会長、扇田副会長、津田委員、寺田委員、宮坂委員、 中谷委員、喜谷委員、佐々木委員、蒲原委員	
	その他	(欠席委員) 福島委員、秋山委員、植田委員、森寺委員、 上霜委員、木村委員、今村委員、西垣委員、大泉委員	
	事務局	岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、 斎藤障害福祉課長補佐、竹下	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 協議事項 第7次川西市障がい者計画(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)の素案について 3. その他 4. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過

会長	<p>開 会（午後2時00分）</p> <p>ただ今から「平成29年度第4回川西市障害者施策推進協議会」を開会いたします。まず、委員の出欠をご報告いたします。秋山委員、植田委員、森寺委員、上霜委員、木村委員、今村委員、大泉委員からは欠席する旨の届け出を頂いております。現在9名の出席でございます。過半数を満たしておりますので、本協議会は成立しております。</p> <p>それでは、本日の協議事項に入らせていただきます。</p> <p>「第7次川西市障がい者計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）の素案について」です。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
事務局	<p>まず、資料の確認をお願いしたいと思います。本日事前に「資料1」から「資料3」までの3種類の資料をお送りさせていただいております。</p> <p>「資料1」が第2章の「障がい者を取り巻く現状」ということで、追加をするページの部分をお送りしております。</p> <p>「資料2」ですけれども、第3章の計画の基本的な考え方ということで、評価指標の部分、数値が空欄になっておりましたけれども、数値を入れたものを今回お送りさせていただいております。</p> <p>「資料3」が第5章と第6章の部分で、こちらも見込量とグラフの部分をお送りしております。</p> <p>それから、本日机上には「資料4」としまして、A4横向きの資料で「障害者施策推進協議会及び障がい者自立支援協議会での協議結果等を踏まえた素案の修正について」という資料、それから番号を付けておりませんが、修正した箇所のページの抜粋をお手元に置かせていただいております。</p> <p>それでは、説明させていただきます。「資料4」の修正箇所の一覧表に即してご説明してまいりたいと思いますので、「資料4」をご覧ください。左側に整理番号ということで、番号を付しております。1番から順番に説明してまいります。</p> <p>まず、1番で2ページ目の部分です。差し替え分の資料も併せてご参照いただければと思います。第1章の2ページになります。</p> <p>先日、1日に開催いただきました障害者施策推進協議会におきまして、川西市の総合計画では参画と協働のまちづくりを推進している一方で、この計画素案の中では障がい者の社会参画の視点が弱いのではないかという</p>

## 審 議 経 過

ご指摘をいただいております。これを踏まえまして、素案の修正をさせていただきますまして、「新たに、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込み量を定めることとなったことから、中長期的な視点に立って障がい者福祉のまちづくりを継続的に推進していくため、この計画を策定するものです」と書いておりましたけれども少し記述を加えまして、「障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、中長期的な視点に立って、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりを継続的に推進していくため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるべく、(中略)本計画を策定するものです」ということで、障がいのある人の自己決定という部分、あるいはこの計画が福祉だけではなく、本市が障がい者施策として取り組むべき基本的な方向を定めるものだという趣旨を明確にするように記述の修正をさせていただきます。

続きまして2番です。4ページになります。

障がい者の定義について、こちらは6日に開催しました自立支援協議会でいただいたご意見で、難病等の患者も障がい者の範囲に含まれるということを示すべきではないかというご指摘を受けましたことを踏まえまして、この障がい者の定義について記述した部分に、「また、『その他の心身の機能の障害』には、難病等に起因する障がいも含まれると解されています。」ということで、難病等の患者も含まれるということを示すこととしております。

次に3番です。

市内の障がい者福祉施設数を19ページに記載しておりましたが、計上誤りが複数ございまして、居宅介護と重度訪問介護、児童発達支援と地域活動支援センターのところ、アンダーラインを10月末時点の数字と増減のところ引かせていただいております。先日の素案で数値が間違っておりましたので、訂正させていただきますと思います。また、移動支援につきましても、今お手元の資料では27年3月末が9か所、29年10月末が12か所で増減がプラス3となっておりますが、こちら29年10月末が10か所、増減がプラス1となっておりますので、修正をお願いしたいと思います。

続きまして、整理番号4番ですが、1日の施策推進協議会でいただきましたご意見で、アンケートとワークショップの結果のみの記載にとどまっています、その結果からどういったことが課題として浮かび上がっているか、という部分の記載がないというご指摘を受けまして、「資料1」として「第

## 審 議 経 過

2章「障がい者を取り巻く現状」の末尾に、13ページ分を挿入させていただきたいと思っております。内容としましては、アンケートとワークショップで明らかとなった課題を「共生のまちづくり」、「生活環境」、「障がい者の雇用・就労」、「社会参加の促進、権利擁護」、「障害福祉サービス」、「障がい児への支援」の大きく6つに分類しまして、その課題ごとにアンケート結果やワークショップでのご意見から見えてきた課題を抽出して記載しております。右側には、アンケート結果の回答のグラフを参考に入れております。

47ページがワークショップの概要の最終ページになっています。この後ろに「資料1」としてお配りしている13ページ分を挿入するという形になります。今、47ページの次は48ページで第3章になっておりますが、第3章に入るまでの間にこのページを入れていただく形になります。第2章は1の「前計画の成果と課題」から5の「ワークショップの概要」までになっているんですが、6として「障がい者を取り巻く課題」を1つ加えるということをご理解いただきたいと思います。

次に5番です。こちらは先日配布いたしました素案で言いますと、49ページから52ページになるんですが、第3章の「基本目標1」から「基本目標4」までの評価指標のところの数値が入っていない状態でお配りしていたんですが、これについて現状値と目標値の数字を入れたものを「資料2」としてお配りしておりますので、これもそのまま差し替えていただく形になります。

ただし、先日お送りした素案では、目標値を平成35年度時点の目標値で定める予定にしておりましたが、その後検討させていただいた結果、この評価指標に用いている数字の多くが、市の総合計画に位置付けられている指標を用いている関係で、市の総合計画の最終年度である平成34年度の目標値として定めるということにさせていただきたいと考えております。つまり、この計画は6年間の計画であると当初からご説明しておりますが、目標値については6年後ではなく5年後の平成34年度の数値で記載しています。その5年目の達成状況を踏まえて、6年目に次期計画の策定をしていくということを進めていきたいと思っております。

次に、整理番号6番です。6番と7番は施策推進協議会の委員の方から書面でいただいたご意見で、修正理由の欄にご意見を書かせていただいておりますが、「顔が見える関係」ですとか、「顔が見える関係づくり」といった表現が視覚障がい者への配慮を欠くのではないかというご意見をいただきましたことを踏まえまして、表現の見直しをさせていただいております。6番の方では、「地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的

## 審 議 経 過

に付き合うことのできる関係を築くことや」と改めたいと思っております。また、7番の方では、「ともに支え合う『顔が見える』関係づくり」との表現を、「ともに支え合うことのできる関係づくり」と改めたいと思っております。

続きまして8番です。素案で言いますと59ページになります。

従来の素案では、「重度障がい者等タクシー料金の助成」と「リフト付き寝台タクシー料金の助成」と2つに分けて記述しておりましたけれども、これらは非常に似通った施策でもありますので、1つに統合させていただこうということで、「タクシー料金の助成」という形で、「一定の要件を満たす重度障がい者等が、一般のタクシーまたはリフト付き寝台タクシーを利用した場合、タクシー料金の助成を行う。」ということで、統合させていただきたいと思っております。

整理番号9番です。素案で言いますと60ページになります。素案で掲載が漏れていた施策が1つありまして、「兵庫県ゆずりあい駐車場制度の普及」ということで、「高齢者、障がい者等一定の要件を満たす方が利用できる『兵庫県ゆずりあい駐車場制度』の啓発を進め、利用者の増加を目指す。」ということで、担当所管は福祉政策課ということなんですけれども、障がいのある人だけではなくて、高齢者であるとか、怪我をされている方、妊産婦の方であるとか、そういった方のための駐車スペースを確保するというので、事前に申請をいただいた方に対して利用証を交付して、その利用証を外から見えやすい位置に付けていただくことで、優先枠の駐車場を使うことができるという制度があるんですけれども、これの普及を図っていくという施策を追加させていただきたいと思っております。

次に、整理番号10番、61ページになりますけれども、こちらは1日の施策推進協議会で、雇用促進に関する取り組みについて記述すべきではないかというご指摘を受けましたことを踏まえまして、こちらも追加をさせていただきたいと考えておりました、「基本目標2」の「本人の意思を尊重した社会参加の促進」のところで、現状の方に「阪神地域の各機関が一体となり障がいのある人の『働きたい』を応援するため、『阪神地域障がい者就労促進大会』の開催に協力しています。」という内容を追加させていただきたいと考えております。

整理番号11番で、障がい者の社会参画の道筋を「基本目標2」に示すべきではないかのご指摘を前回の施策推進協議会で受けたことを踏まえまして、課題の方に「障がいのある人が、一人の市民として、地域におけるさまざまな意思決定に参画することができるよう、必要かつ合理的な配慮が行われる必要があります。」という内容を追加させていただきたいと考

## 審 議 経 過

えております。

次に整理番号12番で、素案では62ページですが、こちらが雇用に関することとして、先ほどの現状を踏まえまして、重点施策として「障がい者の就労支援の強化」ということを掲げておりますけれども、現状として関係機関との連携を行っているかということについて、具体的な例を追記させていただくということで、「障がいのある人の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うため、阪神北地域障がい者雇用・就業支援ネットワーク会議や阪神北圏域就労支援合同連絡会議などを通じ、関係機関との連携を一層進め、就労に向けた支援を行っていきます。」と追記させていただきたいと考えております。

4ページをお開きください。整理番号13番になります。素案では67ページになりますが、「(3) スポーツ・芸術文化活動の促進」の「施策の方向」のところに、記述を追加させていただきたいと思っております、理由といたしましては、先日の施策推進協議会におきまして、障がい者に対する生涯教育について記載がないというご指摘を受けたことを踏まえまして、2つ目の方向性といたしまして、「障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持、伸長するため、ライフステージに応じた学びを支援していきます。」と追記させていただきたいと考えております。

それを受けて、整理番号14番から16番の3つですけれども、14番と15番につきましては、「障がい者スポーツの振興」と「障がい者スポーツ教室への支援」ということで、従来2つに分けて記載しておりましたけれども、「障がい者スポーツ教室への支援」については、この概要の方でも「障がい者スポーツの振興及び障がい者スポーツへの積極的な参加を促進するため」ということで、「障がい者スポーツの振興」と内容的には類似する、その中に含まれると考えられますので、「障がい者スポーツの振興」の中にこの部分も含めて記述することにしまして、「障がい者スポーツ教室の開催や、障害者団体連合会による『みんなの体育祭』に対する支援を行うとともに」と統合したいと思っております。

あわせて、先ほどのライフステージに応じた学びを支援していくということに対応する施策として、新たに「障がい者に対する学びの支援」ということで、「障がい者が生涯にわたり教育や文化など、さまざまな機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努める。」ということで、担当所管が文化・観光・スポーツ課と社会教育・文化財課という施策を新たに追加させていただきたいと思っております。

次に、整理番号17番です。素案で言うと同じ67ページの「(4) 社会

## 審 議 経 過

貢献活動や各種交流活動への参加促進」の部分になります。

こちらにつきましては、自分たちの生活に意見できるような参画の機会を設けるべきではないかというご指摘を前回の施策推進協議会で頂戴しましたことを踏まえまして、記述の修正をさせていただくもので、「施策の方向」のところで、「障がい者施策の検討や、まちづくり活動などに障がい者が参画する機会を増やしていきます。」と記載しておりましたが、「社会を構成する一員として、各種行政施策の検討やまちづくり活動など、地域のあらゆる活動に障がい者が参画する機会を増やしていきます。」という記述に修正させていただきたいと思っております。

それを受けまして、5ページをご覧いただきたいと思いますが、整理番号18番です。「施策内容」のところに、新たに「まちづくりへの参画促進」ということで、「身近なまちづくりに障がい者の視点を反映するため、地域のさまざまな活動への参画の機会を拡大するよう努める。」担当所管が参画協働室ということで、施策を追加させていただきたいと考えております。

次に、整理番号19番です。素案では74ページになります。こちらは表記上の修正でして、「施策内容」の1つ目に「訪問系サービス事業の実施」ということで、「居宅介護・同行援護・重度障がい者に対する生活支援などのサービスを」と記述していましたが、「居宅介護・重度訪問介護・同行援護などのサービスを」ということで、法令上のサービス名称で記述を統一するというので、今回修正させていただきたいと考えております。

次にその下の20番。これも「施策内容」でいきますと2つ目、「日中活動系サービス事業の実施」の部分ですが、こちらでも表記の修正でして、「生活介護・短期入所などの日中活動サービスを提供し」としていたところを、「生活介護・自立訓練・短期入所のサービスを提供し」ということで、日中活動系サービスというのは、ここに挙げている生活介護・自立訓練・短期入所以外にも、就労移行支援や就労継続支援ですとか、他にもいくつかあるんですが、それはこの素案では「基本目標2」の中で個別に記述しております。個別施策として掲げているもの以外の日中活動系サービスが何であるのかが分かるように、生活介護と自立訓練と短期入所であるということが分かるように記述を修正させていただくものでございます。

次に、整理番号の21番で、素案では75ページの「共生型サービス事業所の設置促進」という施策ですけれども、担当所管を障害福祉課だけにしていたんですが、この共生型サービスというのは、障害福祉の制度と介護保険制度の両方にそれぞれ法改正で位置付けられておりますので、介護保険制度を担当しております長寿・介護保険課も担当所管として追記したいということで修正しております。

## 審 議 経 過

	<p>次に、整理番号22番で、素案では85ページになります。</p> <p>従来、「就学指導委員会・就学指導専門委員会の開催」という施策名称にしておりましたが、こちらの確認が不十分で、「教育支援委員会・教育支援専門委員会」と名称が変更されているということで、施策の名称を変更させていただいております。</p> <p>次に、整理番号23番です。素案では、88ページから131ページまでの第5章と第6章なんですけれども、こちらも事前にお送りしました「資料3」と差し替えということでお願いしたいと思います。変更した箇所には下線を付けさせていただいておりますけれども、主に今後3年間の見込量の部分、前回「調整中」としていたところに数値を入れておりますので、その部分の修正が主な内容となっております。</p> <p>次に、整理番号24番です。こちらは、第6章の障がい児福祉計画の中になりまして、素案の122ページなんですけど、整理番号25番も同様に素案では123ページなんですけど、「(2) 学校と福祉の連携」と「(4) 障がい児に係る相談窓口の設置」を兵庫県の独自目標ということで、「成果目標の設定」の中に入れて記載しておりましたが、県の通知文書に従いますと、成果目標ではなく活動指標として各市の障がい児福祉計画に位置付けてくださいという内容になっておりましたので、この位置付けを変更させていただくということで、事前にお送りしました「資料3」ですけれども、132ページとして新たに追加しまして、「兵庫県が設定する活動指標」という位置付けに変更させていただきたいと思っております。活動指標として、教育と福祉の協議の場を平成30年度末までに設置することと、関係機関をつなぐ役割を担う総合相談窓口を平成32年度末までに設置するという内容を記載しようと思っております。</p> <p>以上が、前回の施策推進協議会及び11月6日に開催いたしました障がい者自立支援協議会での協議結果や、その他事務局の方で一部誤り等がありました素案の修正の内容になっております。ここに記載をしている以外にも、趣旨の変わらない範囲で誤字や脱字等の修正をさせていただいている場合がありますけれども、その部分につきましては時間の都合もございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>説明は終わりました。それでは、事務局より説明のありました事柄について、ご意見、ご質問がありましたらどうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>説明の追加をさせていただきたいと思っております。前回の施策推進協議会で、</p>



## 審 議 経 過

「精神科の長期入院患者数を把握せずに、地域移行支援の利用人数をどのように見込むのか」といったご指摘を受けまして、県に確認したうえで回答させていただくとしていました部分について、ご説明させていただきたいと思います。

「資料3」の111ページをご覧いただきたいと思うんですけども、②で地域移行支援というサービスがございます。③の地域定着支援も関連するんですけども、これの見込量として平成30年度に1か月当たり1人、平成31年度に2人、平成32年度に4人という見込量を定めさせていただいておりますけれども、長期入院患者の人数との関係なんですけど、前回の協議会で長期入院患者の正確な人数は県でも把握していないとご答弁申し上げました。これについてはその通りなんですけれども、県では1年以上の長期入院患者について推計値を出してございまして、それによりますと、川西市で1年以上精神科に入院されている65歳未満の人数は、8人程度と推計されています。この8人と、入所施設で生活をされている方のうち地域での生活を希望されている方が、地域移行支援や地域定着支援というサービスの利用対象者ということになるわけなんですけれども、現在川西市には地域移行支援事業を行う事業者がないといったことに加えまして、退院の支援というのは主に病院が行われることが多いといったことや、施設に入所されている方のうち地域生活に移行できると見込まれる方というのは必ずしも多くはないといったことから、第4期の計画期間の間には地域移行支援の利用がなかったという事情がございます。ただ、今後市内で地域移行支援や地域定着支援のサービス提供体制の整備を検討していくことを踏まえまして、段階的に利用者が増えていくと考えられますので、先ほど申しましたように平成30年度で1人、平成31年度で2人、平成32年度で4人という見込量を設定させていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それと、もう1点。これは、自立支援協議会の方でいただいたご意見、書面でいただいたご意見なんですけど、ご報告させていただきます。

「障がい者が安心して託せる法人後見を整備し、業務に対する報酬の全部を助成して欲しい」といったご意見を自立支援協議会でいただきました。これに対して素案の修正はしていないんですけども、後見人に対する報酬額は、本人の財産額を考慮して裁判所が決定するというようになってございまして、基本的にはご本人の財産で負担できる範囲内で裁判所が決定されるということになっておりますけれども、生活保護受給者など補助がなければ成年後見制度の利用が難しいという方に対しては、市で報酬等に対する助成を現在も行ってございます。法人後見につきましても、基本的には

## 審 議 経 過

<p>会長</p>	<p>同じ対応になると考えておりますので、特に素案の修正は必要ないのではないかと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>今の説明も加えまして、ご意見、ご質疑等ございましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>今後ここに書かれている施策の方法、施策の内容について具体策について決められていかれると思うんですけども、細かいところなんですけど、素案の66ページで、障がい者の選挙権、投票権についてお伺いしたいんですけども、公選法が変わりまして、今まで障がい者の介助者が投票用紙に記名することができたように聞いているんですね。ただそれは、その場に投票介助の方が何名か配置されるようになって、その方によって代筆をしていただくという状態になったとお聞きしていますが、投票の秘密が守られないということで、障がい者の方から苦情が出たりしているんですけど、これについてお聞きしたいと思いますが、実際はどうなんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>自筆ができない方については、介助者が代筆するという事は従来から認められておりません。公選法の改正というのは、成年被後見人の投票権の回復の部分かと思うんですけども、その公選法の改正の以前も以後も、一緒に介助で来られている方が本人に代わって投票用紙に記載するという事は認められておりません。投票所にいる職員が、ご本人から意思を聞き取って記入して投票箱に投函する、あるいは点字を使える方は、点字ライターが投票所に設置されておりますので、自ら点字で打っていただいて投票箱に入れていただくという形になります。</p>
<p>委員</p>	<p>かつて川西市の方では、ある程度柔軟に対応されて、本人がペンを持たれて介助者の方が手助けをする形で、手を添えて書くということが認められていたと聞いたんですね。そういうことはあったんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのような事実は承知しておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、公選法が改正されてそうなったのではなく、元々自分で自書できない方については、その場の職員が助けておられた。ところが、その職員の方ではなく、別の介助の専門の方というのを置くようになったということなんですか。</p>

## 審 議 経 過

事務局	専門職員というのは配置されておられません。
委員	今は配置されていないということで、投票所の川西市の職員の方が行っておられるということでしょうか。
事務局	ご指摘のとおりです。
会長	私も立会人をしたことがあります、字が書けない方や震えて書けない方は、「私は字が書けません」と言われたら職員さんが書いておられた。介助員じゃなしに、職員さんが書いておられました。ですから、そこは公選法では変わっていないと思います。
委員	そのように少しお聞きしたので、改悪ではないかなと思ひまして。分かりました。
会長	他にございませんか。
委員	短時間にもものすごく調整をして修正されたんだと感じました。大変なご苦労だったと思います。67ページの「障がい者スポーツの振興」なんですけれども、社会教育ではないんですか。社会教育関係団体に体育協会が入っていたりしませんか。
事務局	分野として、社会教育の部門ではないか、というご指摘でしょうか。
委員	そこも入っているのではないかとということです。「担当所管」の中に書かれないと知らん話だというふうに、すぐなってしまう縦割り行政があるので。
事務局	文化・観光・スポーツ課がスポーツ行政もそうですし、文化協会といった外郭団体も文化・観光・スポーツ課の方で所管をされていますので、川西市では、社会教育の方ではないようです。
委員	社会教育関係団体ではないのですか。
事務局	というふうには聞いているんですが。

## 審 議 経 過

会長	<p>総合体育館を使うときに、名前は文化・スポーツ振興財団だけれどもスポーツと文化が一緒になっているけれども、その関係ですか。</p>
事務局	<p>会長がご指摘の「文化・スポーツ振興財団」という、従来の文化財団とスポーツ事業団が合併した外郭団体があるんですけれども、これも担当は文化・観光・スポーツ課になっておりますので、川西市の行政の分け方から言うと、こちらになるということでございます。</p>
委員	<p>外郭団体との関係みたいなのところがあって、外郭団体の活動とか名称をこの計画には慣例として書くことがないと考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>障がい者計画につきましては、例えば社会福祉協議会も色々な役割を担っていただいておりますけれども、それは書いておりませんで、基本的には全ての分野について市のどこかの所管が担うと。その中で、例えば実務的な部分をそういった外郭団体や関係機関にお願いをする、あるいは連携をするということはあると思いますが、一定、市の所管が責任を持ってやっていくということということで、市の所管だけを書かせていただいております。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>これは素案の内容を検討する会ですので少し外れるかもしれないんですけれども、同行支援ということがありますよね。その同行支援の際にですね、飲食を伴う同行支援というのもある場合、障がい者のご本人だけが飲食されて、同行支援の方は飲食されないということになっているんですけれども、介助者に一緒に食べてもらいたいという思いもあったりするんですが、その場合には、障がい者の方が飲食代を負担できないということで、介助者の本人負担になる場合も非常に多いと聞いているんですが、その辺りの補助というのはいないんですか。</p>
事務局	<p>いわゆる移動支援や同行援護といったガイドヘルプで外出した際の電車賃であるとか必要経費については、依頼をした障がい者が負担するということになっております。先ほどの食事については、実際にはケースバイケースかとは思いますが、基本的にはヘルパーは業務として行っているわけですので、一緒に食事をするのはあまり適切ではないのではないかと考えます。</p>

## 審 議 経 過

委員	<p>同行支援の中で一緒に食事をすることは、不適切だというふうに捉えられているようなご答弁だったんですけど、これから障がい者の外出について社会参加も含めてどんどん広げていきたいという思いはありますし、もちろん障がい者ご本人の方もそういうことを望んでおられると思いますので、その辺りについて今後配慮していくべきではないかと考えています。</p> <p>あるパーティーの席で、支援者と障がい者の方が来られていたんですね。自分は参加したいんだけど、自分が2人分を支払う、負担するだけの資力が無いということで、非常に迷っておられたことがあったんです。ですから、その辺りも今後はもう少し障がい者支援の枠の中で、補助なり出していけるような配慮をしていただきたいと思うんですけども。今後の政策の1つとして、障がい者の社会参加という部分についてどんどん広げていって、一般の市民の方と触れ合う場をたくさん持っていただきたいという思いから、その辺りも配慮をしていただきたいと思います。私は不適切と思いませんので、ご検討ください。</p>
委員	<p>こちらの施策内容で、いくつか「新規」と表記されています。6年間というかなり中長期になると思うんですけども、これは毎年見直し、新規というのは来年また追加とか、そういう形の見直しはあるんですか。</p>
事務局	<p>基本的には6年間の計画として定めますので、この全体を見直すのは6年後ということになります。第5章と第6章の障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、法令で3年を1期とすると定められておりますので、この部分については3年後に改定します。ですので、全面的に変えるのは第5章と第6章だけで、残りの部分については基本的にはそのままなんですけれども、ただ、6年間で制度が変わったり、実情が変わったり、外部環境が変わったりといった色々な情勢の変化というのは予想されますので、大きく前提条件が変わったというような場合には、部分的に見直すということは当然あり得ると思いますし、この6年の中で3年後に全体的な中間評価を実施するというようにしておりますので、その時点でも見直しのタイミングはあろうかと考えております。</p>
委員	<p>基本的には構わないんですが、6年間というと長期計画ですから、今具体的に見えないものもあるわけで、それが毎年チェックされる、あるいは3年の節目の間にチェックされるというのは良いと思うんですけどね。国の法律が色々変われば、それに伴って見直しがされると思うんですけども。施策の方向性が、6年間に向けてこういう方向でやっていくよという</p>

## 審 議 経 過

会長	<p>ことがやや抽象的であっても、具体的に2年後3年後にこういうことをせひやらなければならないということが出てくると思うんですね。そこに、柔軟に追加なり変更なりの、毎年総入れ替えなんてあり得ないですけど、そのような柔軟な対応が必要じゃないかという印象です。</p> <p>意見ということで。</p> <p>では、他にございませんか。</p> <p>他にご意見等がございませんので、この協議については終わりたいと思います。</p> <p>それでは、事務局より今後の予定等について報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。本日も協議いただきました計画素案修正後の内容をもちまして、今後市議会の議員協議会並びに市民の皆さまを対象としたパブリックコメントを実施しまして、議会や市民の皆さまのご意見をいただいきたいと考えております。また、現在県におきましても「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定されているところなんですけれども、県の計画との整合を図るために、必要な範囲で本市の計画案の内容を一部修正させていただく場合もございますので、その点につきましてはあらかじめご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、今後、議会やパブリックコメントでいただきましたご意見の内容や、それを踏まえて計画案を修正した内容につきましては、次回の施策推進協議会でご報告させていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>それでは、「第7次川西市障がい者計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）の素案について」の協議は以上で終わります。</p> <p>以上で、本日の協議事項は全て終わりました。</p> <p>それでは、「その他」ということで、皆さまから何かご意見がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>先ほど、委員がおっしゃられたことについてなんですけれども、あるパーティーに障がいのある方が出かけられようとして、ガイドヘルパーと一緒に行けたら参加できたんですけども、2人分の会費を払わなくちゃいけないとなると負担だからやめるというお話ですよ。その場合の正解なんですけれども、2人入って1人分というのが正解だと思います。ただ、ガイドヘルパーの人は飲食はすることはできない、介助に徹するというので、障がいのある人がこのパーティーに参加することは権利として認めら</p>

## 審 議 経 過

委員	<p>れなければならないはずなので、もしかしたら主催者がガイドヘルパーの性格をご存知なくて、2人分要求されたのであれば、その団体の主催者に説明をする必要があるかなと思います。</p> <p>そのケースなんですけど、結局団体主催者の方がその方をおもんばかって、出席者に少しずつ負担していただくということで、全員で出し合いました。1人だけヘルパーの方に外で待っていただくとか、そういうことも心情的にできかねるんですね。参加された方のご了解をいただいたうえで、1人分を人数割で負担させていただくという形を取りました。</p>
委員	<p>その会はそれでよかったんでしょうけど、そういうふうにならない時に、その障がいのある方が参加できないのであれば、権利の侵害だと思いますので、その場にいる方たちが、ガイドヘルパーの方が隣に座っているという状況で承認されるというふうになるのが最善だとは思いますが。</p>
委員	<p>もちろん、側についておられることは問題ないんですけども、全員で会食しているところに、ヘルパーさん一人が食べないで座っているというのは。</p>
委員	<p>それは、慣れです。私たちもそういうことはよくあります。仕事上は、支払っても本当は食べてはいけないだと思います。それは利用者の方とかご家族に相談のうえで、食べても良いと言われるのであれば食べるということもあるかと思いますが。大概は仕事ですので、「私は結構です」と言われますね。</p>
会長	<p>その辺りは主催者と相談しながら、良い方法を考えていただいたら。ただ、委員のおっしゃるように基本的には仕事の最中ですから、食事は遠慮するかもしれませんね。</p>
委員	<p>利用者の方も精神的な負担があって、自分は参加しないというようなことをおっしゃったんで、それだったらということで今回のような形を取らせていただいたんですけど。そういうことが大きいパーティーでなくても、一緒に出掛けて食事をしたいという時も、昼食であっても食事をとらないで、ということでしょうか。</p>
委員	<p>もちろん長時間のガイドヘルプとなると、途中でご飯を食べないといけ</p>

## 審 議 経 過

	<p>ないという時は出てきます。それは、個人負担となります。</p>
委員	<p>楽しみで喫茶店に行ったりというのは。</p>
委員	<p>それは利用者との関係性によるかと思います。制度的に保障されているわけではないと思います。</p>
委員	<p>わかりました。よく考えてみます。</p>
会長	<p>よろしいですか。 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、次回の開催予定でございますけれども、次回の施策推進協議会は、来年3月頃の開催を予定しております。先ほど申しました、議会や市民のご意見を踏まえた計画案の結果について、ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また時期が近付いてまいりましたら、改めて書面でご案内をさせていただきます。</p>
委員	<p>パブリックコメントの実施は12月末頃でしょうか。</p>
事務局	<p>時期はまだ未定ですけれども、概ねその辺り、12月末から1か月間の予定では考えておりますけれども、他の計画と時期を合わせて行いますので、まだ正式には決まっておりません。</p>
会長	<p>以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。 これをもちまして、平成29年度第4回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。</p> <p><b>閉 会（午後3時00分）</b></p>